

それぞれの役割 「浦安市いじめ防止基本方針」

いじめは絶対に許されない行為です。しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものです。いじめの防止等に対する取組が積極的に行われているにもかかわらず、本市でも依然として憂慮すべき事態が続いています。

子どもたちが健やかに成長できるよう、いじめの予防、いじめの早期発見、いじめへの対応において、それぞれの役割を意識しましょう。



市及び教育委員会では

- いじめ防止のための体制整備を行います。
- スクールライフカウンセラーを配置して、相談体制の充実を図ります。
- いつでも相談できる電子メールによる「いじめメール相談」を受け付けています。
- いじめの事実を確認した場合は、学校とともに迅速かつ適切に対応し、子どもたちが安心して学校に通えるようにします。

学校では 「学校いじめ防止基本方針」に基づいて

- 思いやりの心を持ち、互いに認め合える集団づくりをします。
- いじめを見逃さないよう、子どもたちを見守ります。
- いじめをいち早く発見するために定期的なアンケート調査を行うとともに、いじめを相談しやすい環境をつくりまします。
- 「いじめを許さない集団づくり」のための研修を行い、教職員の資質向上を図ります。

保護者の役割

- 「いじめが絶対に許されない行為である」ことを子どもに理解させてください。
- 加害者にも被害者にもなりうることを意識させ、いじめを行ったり見て見ぬふりをしたりすることがないよう、子どもに教えてください。
- 子どもがいじめを受けた場合には、いじめから子どもを守ってください。
- 市、教育委員会及び学校が行ういじめの防止等のための取組に協力してください。

市民の役割

- いじめを許さない風土づくりを推進しましょう。
- いじめを社会の問題としてとらえ、学校、保護者と協力して、いじめ防止に一丸となって取組んでください。
- 豊かな人間関係を育むため、子どもたちが登下校する際に言葉をかけたり、地域の祭りや行事等に自主的に参加したりできるような環境づくりを積極的に行ってください。
- いじめを発見した場合や子どもからいじめに関する相談を受けた時は、速やかに保護者、学校、教育委員会等に知らせてください。

相談窓口

悩みや不安があったら、まずは相談してください。
一人で抱え込まないことが大切です。



相談機関	電話番号	受付時間
浦安市いじめ 110 番 (浦安市教育委員会)	0120-211-380	9:00～17:00 (月～金曜日)
いじめメール相談 (浦安市教育委員会)		24時間 (受信後2日以内〔土日祝日を含まない〕に返信)
浦安市適応指導教室「猫実教室」 (教育相談)	047-351-1151	10:00～17:00 (月～金曜日)
浦安市適応指導教室「入船教室」 (教育相談)	047-711-2336	10:00～17:00 (月～金曜日)
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	24時間
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間
子どもの人権 110 番 (法務省)	0120-007-110	8:30～17:15 (月～金曜日)
ヤング・テレホン (千葉県警察少年センター)	0120-783-497	9:00～17:00 (月～金曜日)
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間
チャイルドライン千葉	0120-99-7777	16:00～21:00 (毎日)

「いじめメール相談」を始めました

教育委員会では、いつでも相談できる電子メールによる「いじめメール相談」を平成30年7月16日から受け付けています。



●対象

市内在住の小中学生およびその保護者

●相談内容

言葉（インターネットを通じて行われるものを含む）、暴力、冷やか、からかい、仲間はずれ等により心身の苦痛を感じているいじめに関すること。今後、いじめに発展する恐れのある行為に関すること。

●利用方法

右上の二次元バーコードを読み取る、または市ホームページ上段の左から2つ目「子育て教育」を選択、右側の「いじめ110番」のバナーを選択して、「いじめメール相談入力フォーム」に入力してください。

●相談の流れ

電子メール受信後2日以内（土・日・祝日を含まない）に、電子メールを受け取った旨を電子メールで返信します。その後、電話あるいは電子メールで状況を伺い、いじめ問題の解決に向けた相談をします。迷惑メール、個人・団体に対する誹謗中傷、匿名による相談には返信いたしかねます。

発行 平成30年12月
浦安市教育委員会 教育総務部指導課
浦安市猫実1-1-1
TEL 047-351-1111 (代表)
urakyoshi@city.urayasu.lg.jp

いじめを絶対にゆるさないまち

うらやす

うけとめよう
なかまの声を

悲しんだり、苦しんだりしている友だちのこころの声をうけとめよう。

らくになろう
悩み伝えて

困っているときや友だちが心配なときは、近くの大人（先生やお家の人）に悩みをつたえよう。

やめようよ
見て見ぬふりは

いじめを見て知らないふりをするのは、いじめているのと一緒にです。

すなおな
気持ちで
あやまろう

相手をきずつけてしまったときは、素直にあやまろう。



浦安市・浦安市教育委員会では、すべての子どもたちが安心して学ぶことのできる学校づくりを一層推進するために、「浦安市いじめ防止基本方針」を平成30年4月に一部改定しました。

この基本方針に基づき、市、学校、保護者、市民がそれぞれ責任をもち、いじめの防止等の取組を行うことで、「いじめを絶対にゆるさないまち うらやす」をつくりましょう。

浦安市いじめ防止基本方針

検索

浦安市公式Webサイト

http://www.city.urayasu.lg.jp/



浦安市・浦安市教育委員会

いじめとは

いじめとは、いじめられた子どもの心や体を傷つけるだけでなく、その子どもや家族の人生にも大きな影響を与えるおそれがあり、絶対に許されない行為です。

いじめの定義 浦安市いじめ防止基本方針より

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめの被害を受けた子どもの立場で判断します。

友だちなどからの言葉や行為によって、子どもが心や体を傷つけられたと感じているとき、いじめと判断します。たとえ、「遊び」や「ふざけ」のつもりで行ったとしても、被害を受けた側が苦痛を感じていれば、いじめです。

見えにくく、気付きにくい形や場所で行われます。

無視や陰口、仲間同士によるふざけや遊びを装ったいじめのほか、SNSやインターネットを通じて行われる「ネットいじめ」などは、大人の目に付きにくく、気付きにくいいため、いじめの発覚が遅れ、被害が大きくなります。また、いじめられた子ども自身も、「心配させたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。



どの子どもにも起こりうる問題です。

「いじめ」はどの子どもにも起こりうる問題であり、だれもが加害者にも被害者にもなりえます。また、いじめをはやし立てたり面白がったりする者（観衆）や、いじめを見て見ぬふりをする者（傍観者）もいじめに関わっていることとなります。

浦安市いじめ防止基本方針の主な改定内容

● いじめを見逃さないための適切な認知

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していないか、背景にある事情を確認し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめにあたるかどうかを見極めることが必要です。

● いじめ解消の判断条件

いじめが解消したと判断するためには、「いじめが止んでいる状態が継続（3か月を目安）していること」「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」の条件を満たす必要があります。児童生徒同士がお互いに謝罪したことで、解消したと安易に判断せず、その後の様子についても、継続した見守りが必要です。

チェックリスト 子どものこんなサインに気を付けて

<いじめられている>

- 口数が少なくなり、元気や食欲がなくなる。
- 寝つきが悪い。眠れない日が続く。
- 腹痛・頭痛・微熱・だるさ等をうったえ、登校をしづる。
- 携帯電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強をしなくなる。集中力がなくなる。
- 持ち物がなくなったり、壊れていたりする。
- ひんぱんにお金をねだる。お金をこっそり持ち出す。
- 帰ってくると、衣服が汚れている。
- イライラして家族や物にあたる。
- 親しい友だちが遊びに来ない、遊びに行かない。



<いじめている>

- 険しい表情をするようになる。
- お金の使い方が荒くなる。
- 言葉遣いが悪くなる。
- 買った覚えのない物を持っている。
- 親が自分の部屋に入るのを極端に嫌がるようになる。
- 今までと違った雰囲気の子と付き合うようになる。
- 数人でこそこそ話す姿が見られるようになる。



わが子がいじめにあっていると感じたら

- 腹立たしい気持ちをおさえ、冷静になりましょう。
- 子どものプライドと意思を尊重しましょう。
- 心配していることを伝えながら、時間をおかず、学校に相談しましょう。

周りの子がいじめにあっているとき

- どうしたらよいか、何かできることはないか子どもと一緒に考えましょう。
- いじめを見て見ぬふりをするのもいじめているのと同じだとすることを話し合しましょう。

わが子がいじめしていると知ったとき

- どんな場合でも子どもの気持ちを受け止められるように、対話の時間をつくりましょう。
- いじめは絶対に許されない行為であることを伝えながら、これからのについて子どもと一緒に考えましょう。
- 子どもを丸ごと受け止め、良さを認めましょう。
- 子どもと一緒に相手に謝りましょう。

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。



学級担任だけでなく、スクールライフカウンセラー、養護教諭、教頭も相談を受け付けます。

子どもの健やかな成長を願って | 家庭でできること



体の成長のために食事をするように、心の成長のためにも栄養が必要です。「愛されること」が、子どもの心の栄養となり、周りの人々とより良い人間関係を築いていくための土台となります。

愛されていると実感できることが大切です。

- **抱きしめましょう。温かい言葉をたくさんかけましょう。**
温かい言葉、体や手のぬくもりが「愛しているよ」と伝えてくれます。家族の人に褒められることで、「自分は認められているんだ」と感じることができます。
- **「早寝・早起き・朝ごはん」生活習慣を整え、一緒に食事をとりましょう。**
一緒に食事をとることで、体だけでなく、心にも大切な栄養となります。コミュニケーションをとるよい時間です。
- **家族としての所属感をもたせ、できたことをほめましょう。**
家族の一員として、自分の役割をもたせましょう。言われてできたら、100点！進んでできたら、200点！などと認め励ましましょう。

物事の善し悪しを教えましょう。

- **善いことをしたらうれしい！善いことをされたらうれしい！と伝えましょう。**
子どもは家族の人に喜んでほしいと思っています。喜んでもらえたら、善いことを子どもは繰り返します。
- **いけないことをしたり、間違ってしまったるときには、まず、話を聞きましょう。**
- **「ごめんなさい」と言えたら、抱きしめてあげましょう。**
いけないこと、間違ってしまったことを伝えるのは勇気が要ります。話を聞いて一緒に解決策を考えましょう。そして、抱きしめてあげましょう。



社会のルールを守ることを教えましょう。

- **社会で許されないことは、子どものときから教えましょう。**
- **いけないことや危険いことをしているときは、まず、止めさせましょう。そして、なぜ、止められたのか考えさせましょう。**

